

居宅介護支援事業所 【重要事項説明書】

[2025 年 4 月 1 日現在]

1. 居宅介護支援事業所の概要

事業所名	松阪地区医師会 居宅介護支援事業所
所在地	三重県松阪市白粉町 363 番地
経営法人名	公益社団法人 松阪地区医師会
法人所在地	三重県松阪市白粉町 363 番地
事業所の指定番号	2470700028
管理者氏名	武藤 幸子
連絡先	直通 0598-23-6305
事業実施地域	松阪市・多気郡
営業時間	月～土 9:00～17:30 (国民の休日、年末年始、松阪地区医師会の定めた日を除く) ※24 時間連絡体制 当事業所の介護支援専門員(常勤職員)が輪番制で 携帯電話(090-2685-5191)により連絡可能な体制をとっています
職員体制	管理者 : 常勤 1 名 (主任介護支援専門員兼務) 介護支援専門員 : 常勤 4 名 (内 4 名主任介護支援専門員) 非常勤 2 名 事務員 : 非常勤 1 名
相談担当者氏名 (担当介護支援専門員)	
相談窓口電話	直通 0598-23-6305

2. サービス内容に関する苦情の受付

(1) 当事業所の居宅支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員又は管理者までお申し出ください。又、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他、当事業所以外の相談窓口

- ・ 三重県国民健康保険団体連合会 059-222-4165
- ・ 松阪市役所 介護保険課 0598-53-4091
- ・ 多気町役場 健康福祉課 0598-38-1114
- ・ 明和町役場 福祉総合支援課 0596-63-5461
- ・ 大台町役場 健康ほけん課 0598-82-3785

3. 職員の業務内容

職種	職務内容
介護支援専門員	※居宅介護支援業務を行います。
事務職員	給付管理関連業務：関連書類の確認・打込み、複写、ファイリング等。 事業所への書類発送等業務。保険者との連絡調整や手続き関連業務。 主治医への報告書類の発送・整理業務等。

4. 居宅介護支援業務の内容 【付属別紙1】参照

居宅介護支援の内容	介護保険適用 有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成 ② 居宅サービス事業者との 連絡調整 ③ サービス実施状況の把握、評価 ④ 利用者状況の把握 ⑤ 給付管理 ⑥ 要介護認定申請に対する 協力、援助 ⑦ 相談業務	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担) 但し、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下表の金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出すると、全額払い戻しを受けられます。

5. 利用料及びその他の費用について

介護支援専門員 1人当たりの一月の取扱い件数区分		要介護度区分	
		要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護 支援費Ⅰ	取り扱い件数 45 件未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 10,860 円	居宅介護支援費Ⅰ 14,110 円
	取り扱い件数 45 件以上～60 未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,440 円	居宅介護支援費Ⅱ 7,040 円
	取り扱い件数 60 以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,260 円	居宅介護支援費Ⅲ 4,220 円
居宅介護支 援費Ⅱ (データ連携 システムの 活用かつ事 務員を配置)	取り扱い件数 50 件未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 10,860 円	居宅介護支援費Ⅰ 14,110 円
	取り扱い件数 50 件以上～60 未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,270 円	居宅介護支援費Ⅱ 6,830 円
	取り扱い件数 60 以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,160 円	居宅介護支援費Ⅲ 4,100 円

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 又は 0/100 となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 2,000 円を減額することとなります。

加 算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
初回加算	3,000 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算Ⅰ	2,500 円	入院日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)
入院時情報連携加算Ⅱ	2,000 円	入院後3日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)
通院時情報連携加算	500 円	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上でケアプランに記録した場合。1回/月を限度。

退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500 円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 （Ⅰ）イ 連携 1 回 （Ⅰ）ロ 連携 1 回（カンファレンス参加による） （Ⅱ）イ 連携 2 回以上 （Ⅱ）ロ 連携 2 回（内 1 回以上カンファレンス参加） （Ⅲ） 連携 3 回以上（内 1 回以上カンファレンス参加）
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000 円	
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000 円	
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500 円	
退院・退所加算（Ⅲ）	9,000 円	
特定事業所加算（Ⅰ）	5,190 円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行うこと」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（1 件あたり一月につき）
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210 円	
特定事業所加算（Ⅲ）	3,230 円	
特定事業所加算（A）	1,140 円	
特定事業所医療介護連携加算	1,250 円	特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定している等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断された在宅死亡の利用者に対し 24 時間連絡体制を整備し必要な居宅介護支援を提供した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合（1 月に 2 回を限度に）
交通費	事業実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域に訪問・出張する必要がある場合は、その旅費（実費）の支払いが必要となります。尚、自動車を使用した場合の交通費は、1km22 円となります。	
解約料	利用者はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。	

6. 居宅サービス計画の作成と記録について

- (1) サービス事業者の選定又は推薦にあたり介護支援専門員は、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ公正中立に行います。因って利用者又はその家族は、複数のサービス事業所の紹介を求めることができます。又、必要に応じ、多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービスを含む）等の紹介も求めることができます。
- (2) 介護支援専門員は、サービスの種類、内容、利用料などについて利用者及びその家族に説明し、利用者から同意を受け、居宅サービス計画を作成します。因って利用者又はその家族から、居宅サービス計画に当該サービス事業所を位置付けた理由の説明を、介護支援専門員に求めることができます。
- (3) 介護支援専門員は利用者の要介護認定有効期間中、居宅サービスを利用している月は、利用者の状況把握のため、原則 1 月に 1 回はご自宅を訪問します。
- (4) 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意を持って居宅サービス計画を変更します。
- (5) サービス提供に関する記録を作成し、これをこの契約終了後 2 年間保管します。利用者からサービス提供記録の開示を求められた場合、事業所にて閲覧していただくことができます。

7. その他

- (1) 入院時における医療機関との連携を促進する観点から、病院又は診療所に入院された場合は、担当介護支援専門員の氏名・事業所名等を病院又は診療所に伝えて下さい。医療保険証・お薬手帳等と、担当介護支援専門員の名刺を一緒に保管する事をお勧めします。
- (2) 松阪市の三基幹病院に紹介状を持参せず救急搬送され入院に至らなかった場合、選定療養費 7,700 円（税込）を請求されます。【付属別紙：松阪市選定療養費チラシ】参照。

- (3) 要介護認定等の更新申請や、利用者の状態の変化に伴い区分変更を希望される場合、申請が円滑に行えるよう支援します。又、希望に応じ申請の代行を行います。
- (4) 要介護認定が更新された場合、認定情報を確認し居宅介護計画に位置づけられたサービス事業者に交付の為、新しい介護保険証を介護支援専門員が一旦お預かりし、写しを保管します。利用者の住所等に変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。
- (5) 当事業所は松阪市と委託契約を締結し、要介護認定更新時の認定調査を行っています。
- (6) 利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合には、施設等への紹介、その他の便宜の提供を行います。
- (7) 当事業所の事業計画及び財務内容については、当事業所にて閲覧する事ができます。
- (8) 利用者が安心安全なより良いサービスを利用いただけるように、ハラスメントの防止に取り組んでいます【付属別紙3】参照。
- (9) 虐待の防止について：当事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。

※虐待防止に関する責任者：管理者 武藤 幸子
- ①虐待防止のための指針を整備。 ②従業者に対する研修を実施。③成年後見制度の利用を支援。④苦情解決体制を整備。 ⑤事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村に通知します。
- (10) 感染症や災害の対応力強化：感染症や災害が発生した場合、利用者が継続してサービス提供を受けられるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、感染症防止対策も行っています。

8. 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項について

※利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明です。

(1) 提供する居宅介護支援について

- ①利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ②居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- ③作成した居宅サービス計画は、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切に見直します。

(2) 要介護認定後の契約の継続について

要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行い、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し解約料はいただきません。又、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続します。

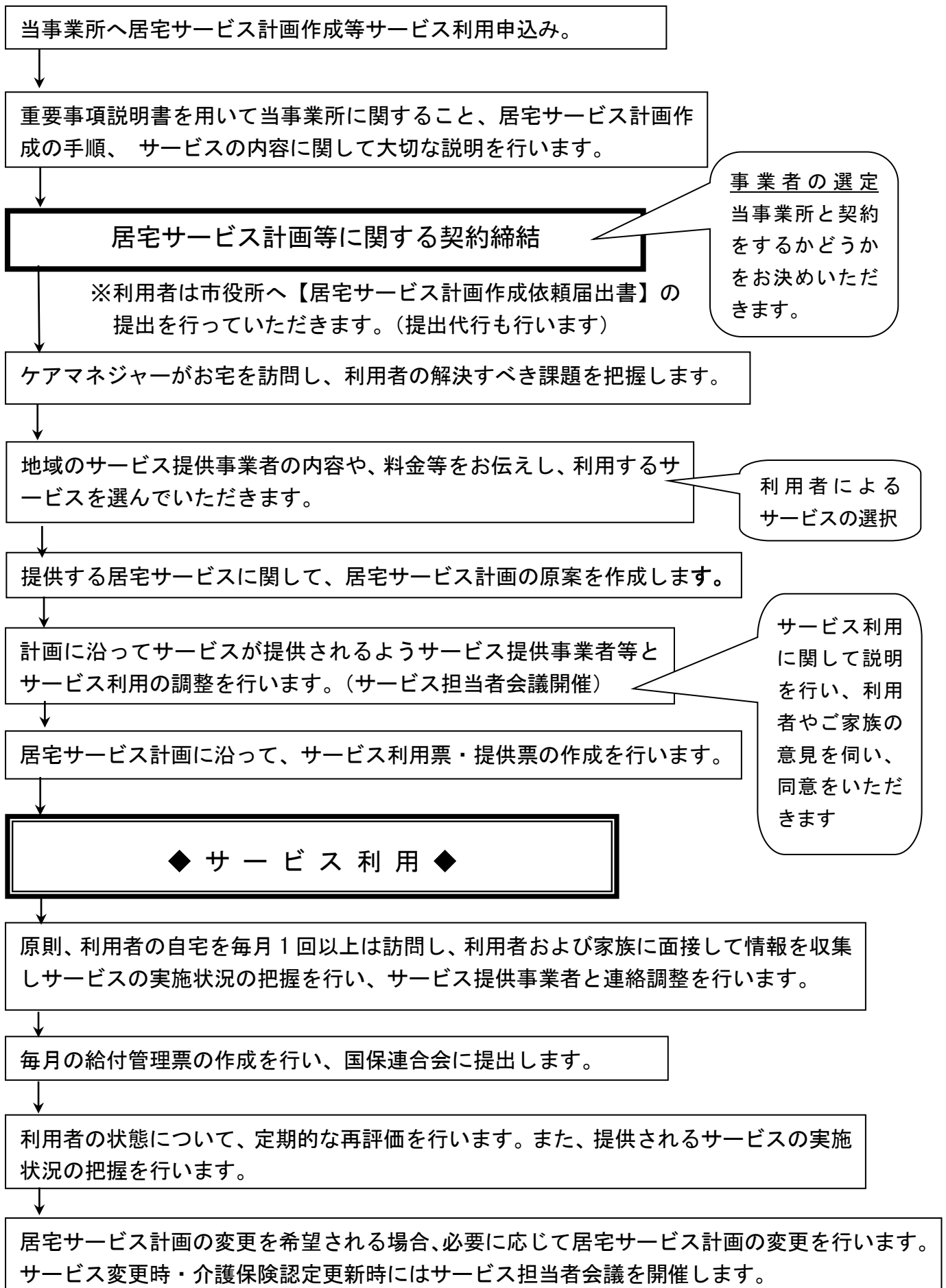
(3) 要介護認定の結果、要支援 1・2、事業対象者、自立（非該当）となった場合は、居宅介護支援費はいただきません。

但し、要支援、事業対象者となった場合は、利用者の住所を管轄する地域包括支援センターとの三者契約となり利用料金も異なります。

9. 注意事項：要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意下さい。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合、認定前に提供された居宅介護サービスの利用料は、原則的に利用者が全額ご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービス内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を、利用者にご負担いただくことになります。

サービス提供の標準的な流れ



重要事項の同意書

[2025 年 4 月 1 日現在]

説明日 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して「重要事項の説明書」に基づき、重要な事項を説明しました。

名称 松阪地区医師会 居宅介護支援事業所

所在地 三重県松阪市白粉町 363 番地

説明者 氏名（署名又は記名・押印）

私は、「重要事項説明書」により事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

【利用者】

氏名（署名又は記名・押印）

住所

【署名代行者】

私は本人の契約意思を確認し、署名代行いたしました。

氏名（署名又は記名・押印）

(続柄：)

住所

署名代行事由